

改正

令和3年8月31日告示第144号

令和5年8月25日告示第116号

山武市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とし、自治会等が犯罪を防止するため自主的に防犯カメラを設置することに対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪を防止するため、公道（不特定多数の人が通行する私道を含む。）その他の不特定多数の人が往来する公共の場所に向けて、特定の場所に継続的に設置されたビデオカメラであって、録画する機能を有するものをいう。
- (2) 自治会等 山武市行政区等設置規則（平成18年山武市規則第19号）第2条に定める行政区及び自治会その他地域的な共同活動を行う団体のほか、市長が特別に認める団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象事業は、自治会等が第1条の趣旨に基づき防犯カメラを設置する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内を管轄する警察署及び市との協議を経て、防犯カメラの設置場所を選定していること。
- (2) 撮影された映像のうち、公道の画像面積が2分の1以上であること。
- (3) 防犯カメラを取り付ける工作物又は敷地の所有者等の同意を得ていること。
- (4) 防犯カメラの設置は、第7条に規定する申請を行う年度内に着手し、かつ、完了すること。
- (5) 防犯カメラの設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 過去にこの補助金による交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラを賃借する場合は、設置初年度内に賃借に要する経費
- (3) 防犯カメラの設置を示す看板等の購入費及び設置費
- (4) その他市長が特に必要であると認める経費

2 次に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 既存設備の移設及び撤去費
- (2) 土地、建物等の使用、取得又は補償に要する費用
- (3) 保守費用、修繕費用、電気料金等の維持管理費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不適当と認めるもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1台につき20万円を限度とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「交付申請団体」という。）は、次条に規定する申請をする前に、防犯カメラの設置場所、管理運用等に関し、市長と十分に協議しなければならない。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定によりこの補助金の交付を申請しようとするときは、山武市防犯カメラ設置補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置箇所の位置図及び撮影範囲を示した図面
- (2) 防犯カメラ設置箇所の現況写真
- (3) 防犯カメラの設置費用に係る見積書の写し
- (4) 防犯カメラの設置が総会等により決定したことを証する書類
- (5) 設置する場所の所有者等の権利者から同意又は許可が得られていることを証する書類
- (6) 次条に定める防犯カメラ管理運用規程
- (7) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(管理運用規程の制定)

第8条 交付申請団体は、次の各号に掲げる事項を定めた防犯カメラ管理運用規程を定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置場所及び設置台数
- (3) 防犯カメラ設置者の表示方法
- (4) 防犯カメラ管理責任者の指定
- (5) 防犯カメラの取扱者の制限
- (6) 撮影した映像の保存方法、保存期間及び消去方法
- (7) 撮影した映像の利用及び提供の制限
- (8) 苦情処理に関する事項

(遵守事項)

第9条 交付申請団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置場所には、「防犯カメラ作動中」の設置標識を掲示すること。
- (2) 防犯カメラの稼働時間は、1日当たり24時間とする。
- (3) 映像の保存期間は、1か月以内とし、それを過ぎたものは、新たな映像を上書きする方法により行う。
- (4) 防犯カメラで撮影した映像の内容を知り得た者は、その情報を漏らしてはならない。
- (5) 個人のプライバシーに配慮した管理及び運用を行うこと。
- (6) 防犯カメラに異常がないか適宜点検し、必要な修理を行うなど設置者として責任をもって保守管理を行うものとする。
- (7) 防犯カメラを移設する必要がある場合又は破損等により防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すること。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、山武市防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請した者に通知するものとする。

(事業の変更)

第11条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ山武市防犯カメラ設置補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第12条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ承認の可否を決定し、山武市防犯カメラ設置補助金交付変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、防犯カメラの設置が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに山武市防犯カメラ設置補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置後の現況写真
- (2) 設置した防犯カメラによる撮影画像
- (3) 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- (4) 防犯カメラ設置に係る契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定したときは、山武市防犯カメラ設置補助金確定通知書（別記第6号様式）により、交付決定団体に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 規則第16条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、山武市防犯カメラ設置補助金交付請求書（別記第7号様式）により、市長に請求しなければならない。

(関係書類の保存)

第16条 補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月25日告示第116号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

山武市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

（申請者）所 在 地

団 体 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、山武市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

設 置 す る 場 所	山武市
設置工事施工予定日	着手日 年 月 日
	完了日 年 月 日
交 付 申 請 額	
補助対象経費の額	

添付書類

- 1 防犯カメラ設置箇所の位置図及び撮影範囲を示した図面
- 2 防犯カメラ設置箇所の現況写真
- 3 防犯カメラの設置費用に係る見積書の写し
- 4 防犯カメラの設置が総会等により決定したことを証する書類
- 5 設置する場所の所有者等の権利者から同意又は許可が得られていることを証する書類
- 6 防犯カメラ管理運用規程
- 7 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- 8 その他（ ）

第2号様式（第10条関係）

山武市防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置事業補助金の交付については、
山武市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

交付決定額	円
交付の条件	

2 交付しない

理 由	
-----	--

第3号様式（第11条関係）

山武市防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

（申請者）所 在 地

団 体 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった山武市
防犯カメラ設置事業補助金について、事業内容の一部を変更したいので、山武市防犯カ
メラ設置補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり申請します。

変更内容	
変更理由	

第 4 号様式（第12条関係）

山武市防犯カメラ設置事業補助金交付変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった山武市防犯カメラ設置事業補助金の内容の変更について、山武市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第 12 条の規定により次のとおり決定したので通知します。

1 変更について承認する。

承認内容	
------	--

2 変更について承認しない。

理 由	
-----	--

第5号様式（第13条関係）

山武市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）山武市長

（補助団体）所在地
団体名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた防犯カメラの設置が完了したので、山武市補助金等交付規則第13条の規定により次のとおり報告します。

補助金交付決定額	円		
工事施工日	着手日	年 月 日	
	完了日	年 月 日	
収支決算の内訳	収入	自己資金	円
		補助金	円 合計 円
	支出	防犯カメラ設置費用	円
		看板等設置費用	円
		その他 ()	円
		合計	円

添付書類

- 1 防犯カメラ設置後の現況写真
- 2 設置した防犯カメラによる撮影画像
- 3 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- 4 防犯カメラ設置に係る契約書の写し
- 5 その他 ()

第 6 号様式（第14条関係）

山武市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度山武市防犯カメラ
設置事業補助金について、次のとおり額を確定したので山武市補助金等交付規則第 15
条の規定により通知します。

交付確定額 円

山武市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 山武市長

（請求者） 所在地

団体名称

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度山武市防犯
カメラ設置事業補助金について、山武市補助金等交付規則第 16 条の規定により次の
とおり請求します。

交付請求額	円			
振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	普通・当座
	フリガナ			
	口座名義人			

添付書類

山武市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書の写し